

<ご相談は、各窓口まで>

《マイナンバー制度全般のご相談はこちら》

●内閣府 マイナンバー専用コールセンター

0570-20-0178

平日 9:30-22:00 土日祝日（年末年始を除く） 9:30-17:30

※27.9.30までは平日のみの9:30-17:30まで

※IP電話等でつながらない場合は 050-3816-9405 におかけください。

《通知カードや個人番号カードのご相談はこちら》

●総務省 個人番号カードコールセンター（10/1～）

0570-783-578

平日 8:30-22:00 土日祝日（年末年始を除く） 9:30-17:30

※IP電話等でつながらない場合は 050-3818-1250 におかけください。

《不審な電話などを受けたらこちら》

●消費者ホットライン 188（いやや!）

※原則、最寄りの市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口などをご案内しますので、相談できる時間帯は、お住いの地域の相談窓口により異なります。

《詐欺など被害に遭われたらこちら》

●警察 相談専用電話 #9110

又は最寄りの警察署まで

※#9110は、原則、平日の8:30-17:15（※各都道府県警察本部で異なります。土日祝日・時間外は、24時間受付体制の一部の県警を除き、当直又は留守番電話で対応）

《マイナンバーが含まれる個人情報（特定個人情報）の取扱に関する苦情はこちら》

●特定個人情報保護委員会 苦情あっせん相談窓口（10/5～）

03-6441-3452

※平日 9:30-12:00、13:00-17:30

※ お住まいの市区町村でもマイナンバーに関するお問合せに対応します。

(参考) これまでの主な相談事例

- 行政機関を名乗って、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、至急、振込先の口座番号を教えてください」との電話があった。
- 「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。
- 知らない業者から「マイナンバーを管理します」という電話があった。「専門家が管理するのか」と尋ねたところ、「私が管理する」と言ったので、不審に思い、電話を切った。
- 若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きをしているか」との電話があった。「まだ手続きをしていない」と答えると、「早く手続きをしないと刑事問題になるかもしれない」などと言われ、不審に思い、すぐに電話を切った。
- 「対応しないと高額な罰金が科されるから契約するように」といった過度に誇張した話をして、商品販売や相談業務契約等を強引に取り付けようとする電話があった。
- 「マイナンバー制度が始まると金融機関に登録されている個人情報に訂正がある場合は取り消さなければならない」という電話があった。
- 電話で、国の行政機関をかたり、マイナンバー制度のアンケートとして、家族構成や年金受給者かどうかを聞かれた。
- 公的な相談窓口を名乗る者から電話があり、偽のマイナンバーを教えられた。その後、公的機関に寄付をしたいという別の男性から連絡があり、そのマイナンバーを貸してほしいと言われたので教えた。翌日、「マイナンバーを教えたことは犯罪に当たる」と寄付を受けたとする機関を名乗る者から言われ、記録を改ざんするため金銭を要求され、現金を渡してしまった。(10月6日追加)